

鳥取市製造業再エネ・省エネ設備導入促進補助金

コロナ禍、円安、原材料・燃油高騰などによりエネルギー確保が困難となっている市内中小企業者が行う再エネ・省エネ効果の高い設備の導入を支援します。

補助対象事業	再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の導入		
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">鳥取市内に事業所を有する製造業（中小企業、個人事業主）鳥取市内で1年以上事業を営んでおり継続の意思があること鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと市税等の未納が無いこと		
補助対象経費	調査費、設計費、設備費、工事費（改修費含む）、設備処分費		
補助対象設備 ・補助額	①、②、④は単独申請可。③は①、②、④のいずれかとの併用に限り ※全て未使用品のみ対象		
	区分	対象となる設備	補助率
	①発電、蓄電設備 ※新設・増設どちらも可	<ul style="list-style-type: none">自家消費型太陽光発電設備（発電容量が50kw未満のもの）小型風力発電設備（発電容量が20kw未満のもの）蓄電池	1/2 補助上限 700万円
	②高効率な省エネ機器 ※省エネ診断で対象となった設備・機器の更新に限る ※生産設備は対象外	高効率空調設備、業務用給湯器、高効率ボイラ、高効率変圧器、冷凍冷蔵設備、高効率照明、コージェネレーションシステム、節水型トイレ など	
	③電気自動車とV2H充放電設備 ※補助上限：1組につき20万円 （すでにいずれかを導入済みの場合は単独で10万円） ※補助上限組数：5組（台）	<ul style="list-style-type: none">EV、PHV、PHEV（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象かつ初度登録前の車両）V2H充放電器	
④エネルギーマネジメントシステム機器	エネルギーマネジメントシステム（BEMS、HEMS、FEMS） デマンドコントローラー （消費電力の見える化を図る機能、警報機能及び省エネ設備等を制御する機能を有するもの）		
その他要件	<ul style="list-style-type: none">エネルギー使用量やエネルギー転換率が定量的に把握できるなど、省エネやCO2排出量の抑制に貢献すると認められるもの（設備等導入後3年間、エネルギー使用量等実績を報告いただきます）①、②、④の補助対象経費の合計額が200万円以上であること居住用途（共用部など区分が明確でない場合を含む）に該当しないことリース契約でないこと補助金の交付は1事業者につき1回限りとする鳥取県制度（鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金）との併用可③のみ鳥取県及び国（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）との併用可		
交付申請締切	令和4年9月30日（金） ※申請金額が予算に達し次第、受付終了		
実績報告締切	令和5年2月28日（火） ※同日までに設置、納品、支払及び実績報告できない事業は対象外		



補助要件等の詳細については鳥取市HPをご覧ください

鳥取市 製造業再エネ補助



<お問い合わせ>

鳥取市 経済観光部
企業立地・支援課 企業支援係
TEL：0857-20-3223
FAX：0857-20-3947
E-mail：ricchi@city.tottori.lg.jp